

2020年2月13日

## 「地方税法等一部改正案」「地方交付税法等一部改正案」

### 趣旨説明質疑（案）

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 高井崇志

私は、共同会派「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」を代表して、ただいま議題となりました「地方税法等一部改正案」「地方交付税法等一部改正案」について、安倍総理に質問いたします。

冒頭、予算委員会においての総理の許しがたい暴言について指弾いたします。先ずは昨日我が党の辻元清美議員に対する「意味のない質問」発言です。総理席から不規則発言をするだけでも由々しき事ですが、事は質問に対する辛辣な批判です。これが立法府に対する質問権の侵害であることに気付かないとしたら国会の基礎知識すらないと言わざるを得ません。

同日、黒岩宇洋議員に対しても「非生産的な質問だ」との質問権への介入を行いました。これが予算案の審議と成立を立法府に要請している行政府の長の姿勢でしょうか。また黒岩議員が過日の発言に対し真摯に謝罪したのに比べ、総理は明らかな事実誤認に基づく「嘘つき」発言にすら謝罪を拒みました。これは一国の総理大臣として、極めて品位を欠く態度であり、到底容認できるものではありません。

本日は、総理の予算委員会の不規則発言をめぐって、与野党の国対委員長間で断続的な協議が続いておりました。来週再開される予算委員会で、冒頭、総理はこれらの発言に対して謝罪することになったと聞いています。今後二度と、こうしたことが起こらないよう強く求めます。

（新型コロナウイルス）

次に、新型コロナウイルスについてお聞きします。この問題は政争の具にすべきでなく、我々も全面的に協力することは言うまでもありません。ただ、ダイヤモンド・プリンセス号への対応をはじめ、検査を受けたい人が受けられない事態に、国民からは相当な不満の声が上がっているのも事実です。こうした国民の声を総理はどのように受け止めていますか。また今後、危機管理対策や体制をどのように改善していくお考えですか。また一部与党幹部から、緊急事態条項を念頭に、「憲法改正の大きな実験台と考えた方がいい」「議論のきっかけにすべきだ」等の発言が出ていますが、国民の不満は、法制度の不備やましてや憲法上の不備などではなく、法制度の執行や運用の問題です。総理までよもや憲法論議に結び付ける考えはないと

と思いますが、見解を伺います。

（桜を見る会）

「桜を見る会」についての総理答弁に関し質問致します。総理は昨日の予算委員会で『前夜祭』において総理自身が主催者である後援会からゲストとして呼ばれた」と答弁されました。また従来から「前夜祭」の収支は後援会と切り離され契約主体である「ホテル」と「参加者個人個人」で完結しているとも答弁されています。ホテルにとっては立食パーティに参加する事への対価である会費を免除するという事をなぜ後援会が決めることができるのでしょうか。これは後援会が契約主体との証左ではないでしょうか。

キャンセルなどのリスク負担について「安倍事務所とホテル側で特段の取り決めがない」とも答弁されました。そうなりますと規約に則ってリスク負担は予約申込者である安倍事務所となります。この事も安倍事務所ないしは安倍後援会が契約の主体との証左でしょう。答弁を求めます。

更には「ホテルは契約主体であるはずの参加者個人個人からの会費の受領についてチェックしていない」との驚くべき答弁をされました。これでは誰が参加者なのか、そして誰が会費を払ったかが全く分からないという事になります。これで参加者個人個人が契約の主体というのはあまりにも無茶な理屈ではありませんか。

北村公文書担当大臣はその任にあらず、即刻辞めるべきだと思いますが、その大臣をかばうために更に珍答弁を繰り返す官僚の皆さんが不憫でなりません。今、霞が関の優秀な若手官僚が続々と辞めていると聞きます。私も15年前、政治の横暴に愛想をつかし官僚を辞めましたが、その時と比べて、更に一層事態は悪化しています。こうした事態を招いた責任をどう考えていますか。また、北村大臣は公文書管理の基本的な質問に答えられず、度々予算委員会が中断している現状に鑑み、自らお辞めになるべきと考えますが、北村大臣いかがでしょうか。また総理の任命責任もお答えください。

（検察官の勤務延長）

安倍政権は、これまで内閣人事局制度を悪用し、数々の官僚に対する恣意的人事を行ってきましたが、黒川東京高検検事長の勤務延長問題は、政治家の汚職を摘発する捜査機関トップへの人事介入だけにより深刻です。内閣法制局長官や宮内庁長官、最高裁判所判事等の政治からの独立性が求められ、歴代政権が中立性を守ってきた人事に対する不当な介入が、法治国家をゆがめるとともに、官僚の委縮や忖度を生み出していることは明らかです。こうした恣意的な人事により、官僚のモラル破壊を引き起こしてきた責任をどのようにお考えですか。また、国家公務員法に定年制を導入した際の委員会質疑で、政府委員が明確に「検察官には適用されない」と答弁しており、森法務大臣の答弁と明らかに矛盾します。この理の通らない人事は撤回すべきと考えますがいかがですか。法務大臣が推挙したからというような従来の答弁ではなく、内閣と検察の関係性が疑われている由々しき事態であり、総理

自身の判断を伺います。

（人口減少等特別対策事業）

令和2年度地方財政計画には、「人口減少等特別対策事業費」が計上されておりますが、昨年11月に超党派の有志議員の提案により成立した議員立法「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」によって創設された制度を活用し、過疎地における若者の就労を進めるべきと考えますが、必要な予算の確保を含めて、具体的にどのように取り組むのか、総理の見解を伺います。

（防災・減災対策）

次に「防災・減災対策」に関して伺います。被災者生活再建支援法は、平成19年の改正時に付帯決議で「4年後の見直し」が付されています。ところが、平成24年に内閣府の検討会が中間整理を出していますが、そのままほぼ8年間放置されたままです。この制度には、「同じ災害でも被害の少ない地域の被災者に適用されない場合がある」「半壊以下への支援がない」「支援金が最大300万円と少ない」「補助率が低い」等の問題点があります。この制度ができてから20年あまりで総額4883億円が被災者へ支給されていますが、この額は東日本大震災の復興予算33兆円のわずか1.5%。会計検査院から指摘された不用額5000億円よりも少ない金額です。全国知事会は既に支給対象を半壊まで拡大することを提言しており、一刻も早く制度を見直すべきではありませんか。

私の地元岡山県から政府に対して要望が出ていますが、住宅の応急修理制度は上限額が59万5千円と低く、範囲や方法も不明確です。給付・貸与される物資も立法時からほぼ変わっていません。被災地の要望を踏まえ、より現状に即して改善すべきではありませんか。また避難所の環境は諸外国に比べて極めて劣悪で、自治体によって格差があります。災害後に内閣府から通知される「特別基準」は被災現場や避難所にほとんど伝わっておらず、周知徹底も重要です。一昨年の西日本豪雨災害時も、首長の判断でボランティアや炊き出しを受け入れず、被災者が困窮する自治体もありました。災害救助や被災者支援は居住する市町村で格差が生じないように、自治体任せにするのではなく、国が主導すべきと考えますがいかがですか。

（未婚のひとり親に対する税制上の措置）

地方税法の改正では、未婚のひとり親に対して、税制上の支援措置を行うこととされています。欧米諸国で出生率が回復している要因の一つに婚外子の出生率が高くなっていることが挙げられます。我が国の婚外子の出生割合は2%台と極めて低いのに対し、欧米諸国では40~60%と高くなっています。また厚生労働省の調査によれば、6割の若者が出産・子育てに前向きになる要因として「婚外子を容認する社会的風土の醸成」を挙げています。婚外子に対する社会保障制度の見直しや経済的支援の拡充などに取り組む考えはないか、総理にお聞きします。

#### （不妊・不育治療支援）

私は5年前から妻と不妊治療を受けています。今や不妊治療は特別なことではありません。20～40代の夫婦の5.5組に1組が検査や治療を経験しており、子どもの16人に1人が不妊治療によって生まれています。病院では3、4時間待たされるのは当たり前で、特に女性の拘束時間は長く、仕事との両立は相当な困難を伴います。治療費は高額で体外受精1回の平均治療費は50万円程度で、毎月行えば年間600万円にもなります。アンケート調査によれば、治療費を支払わず治療を延期・断念する人の割合は5割を超え、職場に妊活サポート制度がある会社はわずか6%。仕事と妊活の両立ができず働き方を変えた人は4割、両立が難しいと感じた人の割合は96%にも達します。少子化・人口減少が我が国最大の課題とおっしゃるならば、子どもを産みたいと願う人達が産めるようにするため、不妊・不育治療に対する医療保険の適用、助成制度の拡充、「妊活休暇」の創設など抜本的な妊活支援策について、総理の見解を伺います。

#### （森林環境譲与税の見直し）

森林環境譲与税については、昨年その成立に際し、放置人工林の広葉樹林化を進めるために必要な支援や取組みを行う旨の附帯決議がなされました。しかし、ほとんどの地方自治体は、この附帯決議はもちろん、森林環境譲与税を広葉樹林化に用いることができることも知りません。野生動物たちとの共存のためにも、災害防止や水源確保のためにも、奥山広葉樹林化を国として重点的に取り組むべきと考えますが、総理の見解を伺います。

#### （動物愛護管理行政の見直し）

昨年6月、超党派の議員連盟の4年にわたる努力により、議員立法「動物愛護管理法」の大改正が行われました。その際、動物福祉の向上と自治体事務の効率化の観点から、飼養管理基準が重要な論点となりました。具体的な基準は環境省令で定められますが、現在行われている環境省の検討会では、法改正の趣旨を踏まえているとは言い難い議論が行われています。立法者の意思を尊重して頂き、より明確な数値基準にすべきと考えますが、総理の見解を求めます。

#### （ソーラーシェアリング）

先日の代表質問で、総理からソーラーシェアリングについて、「全国各地に展開すべくしっかり後押しする」との前向きな答弁がありましたが、ソーラーシェアリングに対する最大の支援策は補助金です。「農業再生」と「再生可能エネルギー普及」という我が国が最も力を入れて取り組むべき課題と言ってもいい二つの課題を一挙に解決できる政策がソーラーシェアリングであり、新たに補助金を創設すべきと考えますが、総理の見解を求めます。

以上、地方税法、地方交付税法等に関連する諸政策の提案を含めて、総理の見解を伺いました。我々はこれからも厳しい行政監視と有意義な政策提言をともに行っていくことをお約束して、私の質問を終わります。